秘 密 保 持 協 定 書 （例）

国立大学法人横浜国立大学○○○○○○○○○○研究室教員○○○○（以下、「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、研究テーマ「　　」に関する、意見交換会、技術相談会並びに共同研究等（併せて以下「技術交流等」という。）に関し、以下の通り秘密保持協定を締結するものとする。

第1条（秘密保持）

1．甲及び乙は、技術交流等に於いて相手方から開示される情報並びに技術交流等遂行上知り得た相手方の技術上・学問上及び業務上の一切の情報（併せて以下「秘密情報」という。）を、書面による相手方の事前の同意なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

①法令又は裁判所若しくは官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。

②相手方から知得する前に既に公知であるもの。

③相手方から知得した後に自らの責によらず公知となったもの。

④相手方から知得する前に既に自らが所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

⑤正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴う事なく取得したもの。

2．甲は、前項の定めにもかかわらず、自己の研究室の所属員のうち、技術交流等に参加する者に対して、自己の責任において秘密情報を必要最小限の範囲で開示できるものとする。

第2条（特許権等工業所有権の取得）

技術交流等において創作された発明、考案、意匠、著作、ノウハウ等一切の成果の取扱いは、甲乙協議の上決定するものとし、甲及び乙は、他に合意に達した規定・契約等がない限り、相手方より知得した秘密情報に基づいて、特許権等工業所有権を取得してはならない。

第3条（協議解決）

本協定に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙友好的に協議し解決する。

第4条（有効期間）

本協定は、　　年　　月　　日より技術交流等の継続中及び技術交流等の終了後６ヶ月間有効とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）　横浜市保土ヶ谷区常盤台７９番５号
国立大学法人横浜国立大学
○○○○○○○○○研究室教員
○　○　○　○

（乙）　○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
○　○　○　○